平成２３年（フ）第１００９４号
東京都港区芝浦１丁目14―８―402
債務者　モリタ　ウィパー
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０１１０号
神奈川県小田原市鴨宮159―22―101
債務者　清水喜美子
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０１６１号
東京都東村山市美住町２丁目18―39―313
債務者　大川　俊春
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０１６２号
東京都町田市大蔵町548―２　ホワイトメゾン大蔵１―D
債務者　渡辺　吉未
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０１６３号
東京都足立区保木間３丁目26―６―701
債務者　高岡　修市
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０１６４号
東京都国立市富士見台１丁目37―21―103
債務者　岩崎　麻貴（旧姓澤潟）
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０１６５号
東京都府中市緑町１丁目30―６―206
債務者　河合　　圭
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０１６６号
東京都葛飾区亀有２丁目20―１―203
債務者　寺本　祐二
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０１６７号
東京都練馬区石神井台５丁目15―４
債務者　神谷　　智
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０１６８号
東京都世田谷区等々力７丁目６―12―205
債務者　森住　康子（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０１６９号
東京都立川市砂川町３丁目21―９―203
債務者　菅原　由基
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０１７０号
埼玉県ふじみ野市丸山６―15―302
債務者　竹内　加代
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０１７１号
東京都渋谷区西原１丁目25―８―202
債務者　大森　靖子
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０１７２号
埼玉県坂戸市伊豆の山町11―２―203
債務者　菊池　美夏
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０１７３号
東京都東村山市久米川町４丁目42―17―103
債務者　杉山　高志
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部